

兵庫県沿岸漁業改善資金事務取扱要領

この貸付事務取扱要領は、兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年兵庫県規則第114号、以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、別に定める兵庫県沿岸漁業改善資金貸付基準のほか、規則の実施について必要な事項を定めるものとする。

第1 貸付計画

- 1 姫路、洲本、加古川農林水産振興事務所長及び但馬水産事務所長（以下「農林水産振興事務所長」という。）は、毎年度、前年度に水産業改良普及指導計画等普及指導上の資料に基づいて経営改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金それぞれについて、農業改良普及センター所長及び漁業協同組合長等の意向に基づき、その資金種類ごとに翌年度の沿岸漁業改善資金の需要見通し等についての貸付計画を作成し、別に定める日までに農政環境部農林水産局水産課長（以下「県水産課長」という。）に提出するものとする。
- 2 水産課長は、前記1の農林水産振興事務所長から提出された貸付計画を検討の上、毎年度貸付事業計画を樹立するものとする。

第2 貸付申請時期、貸付決定時期及び貸付回数

- 1 資金の貸付回数は、年4回に分けて行うこととし、それに伴う貸付申請書の県への提出期日及び貸付決定期日は、次のとおりとする。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

	貸付申請書の県への提出期日	貸付金の貸付決定日
第1回	5月20日	6月20日
第2回	8月20日	9月20日
第3回	11月20日	12月20日
第4回	1月20日	2月20日

上記期日が閏序日になる場合は、その翌開序日とする。

- 2 貸付申請の時期については、対象事業にかかる着工時期、完了時期を検討のうえ適期に申請するものとする。

第3 償還期日及び償還方法

- 1 償還の期日については、原則として次のとおりとする。

	第1回	第2回	第3回	第4回
償還期日	7月20日	10月20日	1月20日	3月20日

上記期日が金融機関の休業日になる場合は、その翌営業日とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 償還方法は原則として、均等年賦償還とし、千円未満の端数については、第1回の償還金に加算するものとする。

第4 貸付申請から事業完了まで

1 借受者等の手続

(1) 資金の貸付を受けようとする者は、規則第10条に定める貸付申請書及び次に掲げる関係書類（以下「申請書等」という。）を添付して漁業協同組合長に提出するものとする。（連帯保証人に代えて担保を提供する場合は担保提供申出書（様式2）を併せて添付。）また、規則別表第1及び別表第3で規定する認定中小企業者に対する資金又は認定生産製造連携事業資金の貸付を受けようとする者は、申請書等のほか認定農商工等連携事業計画の写し若しくは認定総合化事業計画の写し又は認定生産製造連携事業計画の写しを添付するものとする。

なお、資金の貸付を受けようとする者が認定中小企業者等の場合は、その者（認定中小企業者の場合、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等）の住所地をその地区内に含む漁業協同組合長に申請書等を提出するものとし、その場合の漁業協同組合長への書類の提出については、第4の1の(3)、(5)、(6)、(9)及び(10)において同様とする。

資 金 名	資 金 の 種 類	様式番号
経営等改善資金	新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金	様式1
	新養殖技術導入資金	様式1の2
	資源管理型漁業推進資金	様式1の3
	環境対応型養殖業推進資金	様式1の4
生活改善資金	生活合理化設備資金及び生活利用方式改善資金	様式1の5
	婦人・高齢者活動資金	様式1の6
青年漁業者等	研修教育資金	様式1の7
養成確保資金	高度経営技術習得資金	様式1の8
	漁業経営開始資金の内、部門経営開始資金を除く資金（漁船漁業を開始する場合）	様式1の9
	漁業経営開始資金の内、部門経営開始資金を除く資金（養殖業を開始する場合）	様式1の10
	漁業経営開始資金の内、部門経営開始資金（漁船漁業を開始する場合）	様式1の11
	漁業経営開始資金の内、部門経営開始資金（養殖業を開始する場合）	様式1の12

なお、提出部数は次のとおりとする。

資 金 名	提出部数	漁業協同組合長への提出期限
経営等改善資金	3部	第2の1に定める提出期日の20日前
青年漁業者等養成確保資金		
生活改善資金	4部	同30日前

(2) 資金の貸付を受けようとする者は、貸付決定通知書を受け取ったとき、借用証書1通に次の書類を添付

の上、貸付決定通知書に定める日までに漁業協同組合長に提出するものとする。

ア 連帯保証人の印鑑証明。

イ 連帯保証人を立てる場合は貸付決定日前1ヶ月以内に作成された保証意思宣言公正証書。

ただし、連帯保証人が次に掲げる場合を除く。

(ア) 借受者が法人である場合、その法人の理事、取締役、執行役又は議決権の過半数を有する株主等。

(イ) 借受者が個人である場合、共同事業者又は事業に従事している借受者の配偶者。

ウ 借受人が法人の代表者の場合は登記簿抄本。

エ 担保を提供する場合には担保提供申出書（貸付申請書に添付したもの。）。

(3) 借受者は、なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に別段口座を設定の上、自己資金相当額を資金交付日までに当該口座に入金し、事業費の支払いは出来る限り振替払いを行うものとする。

(4) 借受者は、規則第14条第2項の規定により、事業実施報告書に納品書及び領収書の写し等の証ひょう書類を添付の上、第4の1の(1)に定める部数を漁業協同組合長に提出するものとする。

なお、法人格のない団体が借受者である場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の電話番号及び電子メールを記載する。

(5) 借受者は、規則第14条第1項に定める期間内に事業が完了しない等、特別の理由がある場合には、事業完了延期承認願（様式3）により第4の1の(1)に定める部数を漁業協同組合長に提出するものとする。

(6) 研修教育資金の借受者は、研修を終了した場合には、研修終了報告書（国内研修の場合は様式4、国外研修の場合は様式4の2）を事業実施報告書に代え提出するものとする。

(7) 漁業経営開始資金の借受者は、貸付金の償還が完了するまでは、事業の内容及び収支の状況等経理を明確にするため経営収支簿（様式5）を参考の上、帳簿を作成し、整理しておくものとする。

(8) 借受者は、貸付の対象となった事業内容を変更しようとする（団体にあっては構成員の変更を含む）場合には、事業計画等変更届（様式6）により第4の1の(1)に定める部数を漁業協同組合長に提出し、農林水産振興事務所長又は農業改良普及センター所長の指示を受け、事業実施報告書にその理由と内容を記入するものとする。

(9) 借受者が、災害等の理由により支払の猶予を申請しようとするときは、規則第17条の規定により支払猶予申請書に必要な証明書を添付の上、第4の1の(1)に定める部数を漁業協同組合長に提出するものとする。

(10) 担保を提供する場合の、譲渡担保契約の締結手続等は、別紙譲渡担保設定手続例を基準として行うものとする。

(11) 借受者が、規則、要領その他の定めにより提出する書類については、第4の1の(1)を準用して提出するものとする。

2 漁業協同組合長の事務

(1) 第4の1の(1)の規定により申請書等の提出があったときは、次の事項を点検の上、当該貸付けの申請に係る漁業経営上の意見（様式1の13）を添付の上、次表に示す部数を信漁連に送付するものとする。

ア 貸付申請書に事業計画書等が添付されているか。また、必要な事項がそれぞれ記載されているか。

イ 申請者の経営内容、資産状況、負債状況等からみて、債権保全上好ましいかどうか。また申請者の経営及び資産の具体について参考となる資料、保証人の所得証明等、必要な書類が添付されているかどうか。

ウ 申請者及び保証人の住所、氏名は正しいか。

エ 漁業協同組合の受理年月日を記入してあるか。

オ 今回申請事業と類似の制度資金の貸付を受けたことがあるかどうか。

資 金 名	送 付 部 数	送 付 期 限	送 付 先
経営等改善資金	2部	第2の1に定める提出期日の20日前	信漁連
青年漁業者等養成確保資金			
生活改善資金	3部	同25日前	同 上

(2) 第4の1の(3)の規定により借受者から提出された借用証書について、次の事項を点検し、貸付決定通知書に定める提出期日までに信漁連に送付するものとする。

ア 貸付決定通知書と照合の上、記載内容に誤りがないか。

イ 債務者、連帯保証人の印鑑証明が添付してあるか。

ウ 債務者が団体の場合は、当該団体の名称が記入してあるか。

エ 債務者が法人の代表者の場合は、登記簿抄本が添付されているか。

オ 債務者の住所氏名は、貸付申請書記載のとおり記入されているか。

カ 連帯保証人の住所氏名は、印鑑証明及び貸付申請書記載のとおり記入されているか。

キ 債務者が未成年者の場合は、法定代理人として次のように署名押印されているか。

住 所

債務者・未成年者の氏名 印

法定代理人・親権者の氏名 印

なお、法定代理人・親権者の印は印鑑届がしてあり、印鑑証明が添付されているか。

(3) 第4の1の(5)の規定により事業実施報告書（研修教育資金にあっては研修終了報告書）の提出があったときは、必要な記載事項が正確に記入されているか、また、事業の着手、完了、事業費等の確認が出来る納品書、領収書等必要な書類が添付されているか等を点検の上、第4の2の(1)に定める部数を農林水産振興事務所長に送付するものとする。

(4) 第4の1の(10)の規定により支払猶予申請書の提出があったときは、必要な記載事項が正確に記入されているか点検し、当該支払猶予の申請に係る漁業協同組合長の意見（様式1の14）を添付の上、第4の2の(1)に定める部数を信漁連に送付するものとする。

(5) 規則、要領その他の定めによって送付された書類は、その記載の内容を点検の上、第4の2の(1)に定める部数を送付するものとする。

3 なぎさ信用漁業協同組合連合会長の事務

(1) 第4の2の(1)の規定により申請書等の提出があったときは、申請者の経営内容、資産状況、負債状況等からみて、債権保全上好ましいかどうか、また保証人の数並びに保証人の所得証明等から適正かどうかを検討し、意見書に金融上の意見を記入の上、下記により送付するものとする。

資 金 名	送 付 部 数	送 付 期 限	送 付 先
経営等改善資金	2部	第2の1に定める提出期日の15日前	農林水産振興事務所長
青年漁業者等養成確保資金			

- (2) 第4の2の(2)の規定により借用証書の提出があったときは、貸付決定通知書と照合確認の上、第4の2の(2)に掲げる事項について点検した後、借用証書をとりまとめ、貸付決定通知書に定める資金交付日の10日前までに県水産課長に送付するものとする。
- (3) 借受者への貸付金の交付は、貸付決定通知書に定める資金交付の日に、振替により交付するものとする。
- (4) 貸付金の交付が完了したときは、その旨を、県水産課長に通知するものとする。
- (5) 第4の2の(4)の規定により支払猶予申請書の提出があったときは、必要な記載事項が正確に記入されているか点検し、当該支払猶予の申請に係る信漁連会長の意見（様式1の14）を記入の上、第4の3の(1)に定める部数を農林水産振興事務所長に送付するものとする。
- (6) その他の貸付けの事務については、県と締結する委託契約に基づき処理するものとする。

4 農業改良普及センター所長の事務

- (1) 第1の(1)の貸付計画作成に際しては、生活改善指導の立場から、積極的に参画するものとし、技術的見地から、貸付決定に参考となる資料をとりまとめ提供するものとする。
- (2) 生活改善資金の貸付を受けようとする者に対しては、計画作成の時点から担当する生活改良普及員に密接な指導を行わせしめることとし、信漁連から、第4の3の(1)の規定により申請書等の提出があったときは、事業計画書に農業改良普及センター所長の意見を記入の上、次により送付するものとする。

送付部数	送付期限	送付先
2部	第2の1に定める提出期日の15日前	農林水産振興事務所長

- (3) 生活改善資金の貸付を受けた者がその事業を完了したときには、農林水産振興事務所長の行う完了検査に立会の上、技術的見地から事業量等の確認を行うものとする。
- (4) 第4の1の(9)の規定により生活改善資金に係る事業計画等変更届の提出があったときは、その内容を調査検討し、適切な指示を与えるものとする。ただし、その変更が下記の場合には、県水産課長と協議の上、指示を与えるものとする。
- ア 貸付決定額の変更を必要とするとき。
- イ 住居利用方式改善資金において、改善部門又は改善場所を変更しようとするとき。
- ウ その他大幅な変更をしようとする場合で、農業改良普及センター所長が県水産課長との協議を必要と認めたとき。
- (5) 規則、要領、その他の定めによって提出された書類は、その記載の内容を審査の上、第4の4の(2)に定める部数を送付するものとする。
- (6) 生活改善資金貸付の円滑な運用を図るため、農林水産振興事務所長と常に密接に連携し、適切な措置を講じるものとする。

5 農林水産振興事務所長の事務

- (1) 第4の3の(1)及び第4の4の(2)の規定により申請書等の提出があったときは、当該申請書の記載事項を審査し、次に掲げる事項を判断の上、当該貸付の適否に関する意見及び貸付の決定に参考となるべき資料を添えて、1部を第2の1に定める期日までに県水産課長に送付するものとする。

- ア 貸付申請者が、当該資金を導入することについて、技術的及び経営的見地からみて必要かつ適切であるかどうか。
- イ 当該資金の導入後の事業運営が適正かつ円滑に行われると予想されるかどうか。
- ウ 貸付申請者が、近代的な沿岸漁業の担い手になりうる資質と意欲を十分に備えているかどうか。
- エ 貸付申請者が、沿岸漁業従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合、指導的人物の有無、構成員の数等からみて、当該団体が水産業普及組織の対象として適当な規模、実体を有するかどうか。
- (2) 第4の2の(3)の規定により事業実施報告書（教育研修資金にあっては、研修終了報告書）の提出があったときは、当該報告書の記載事項等を審査するとともに遅滞なく完了検査を行い、借受者調査書（様式7）を作成の上、1部を県水産課長に送付するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に基づく審査及び確認については、次の諸点に留意して行うとともに、貸付対象事業の的確な事務処理を図るため、このことについて周知徹底を図るものとする。
- ア 貸付申請についての調査
- (ア) 貸付申請書に記載された事業量、対象機械施設、事業費が適正かどうか。
 - (イ) 事業計画が適格かどうか、また、法令、規則、通達に適合しているかどうか。
- イ 事業実施についての審査
- (ア) 事業実施報告書記載事項及び添付書類の審査
 - (イ) 現地の事業実施状況の確認及び完了検査（様式8）の実施
 - (ウ) 実績事業費が貸付決定額を下廻る場合の当該差額の繰上償還の徹底
- (4) 第4の1の(6)の規定により事業完了延期承認願並びに第4の3の(5)の規定により支払猶予申請書の提出があったときは、その理由を検討の上、適否の参考となる意見を付し、1部を県水産課長に送付するものとする。
- (5) 第4の1の(9)の規定により事業計画等変更届の提出があったときは、生活改善資金を除き、その内容を調査検討の上、適切な指示を与えるものとする。ただし、その変更が下記の場合には、県水産課長と協議の上、指示を与えるものとする。
- ア 貸付決定額の変更を必要とするとき。
- イ 資金種類を変更しようとするとき。
- ウ 計画場所を変更しようとするとき。
- エ 青年漁業者等養成確保資金において経営開始部門を変更しようとするとき。
- オ その他大幅な変更をしようとする場合で、農林水産振興事務所長が、県水産課長と協議を必要と認めたとき。適切な指示を与えた軽微な変更届は事業実施報告書に添付して県水産課長に送付するものとする。
- (6) 規則、要領、その他の定めによって提出された書類は、その記載内容を審査の上、1部を県水産課長に送付するものとする。
- (7) 生活改善資金の円滑な運用を図るため、農業改良普及センター所長と常に密接に連携し適切な措置を講じるものとする。

6 県水産課長の事務

(1) 貸付審査及び決定

第4の5の(1)の規定により申請書等を受理したときは、規則第12条第1項の規定により、運営協議会

の意見を参考にして貸付の可否を決定するものとする。

(2) 貸付決定の通知

貸付の決定をしたときは、規則第12条第2項の規定により、すみやかに貸付決定通知書を貸付申請者に交付し、関係機関に通知するものとする。

なお、貸付決定の通知を行うときは、借用証書の提出期日及び資金交付予定の日を定めるものとする。

この場合、借用証書の提出期日は貸付決定の日から20日以内とし、資金交付の予定日は40日以内とする。

(3) 貸付台帳の整備

貸付の決定をしたときは、貸付台帳（様式9）により整理するものとする。

(4) 資金の交付

ア 借用証書を提出した者に対しては、貸付決定通知書に定める資金交付日に信漁連を通じて口座振替により資金を交付する。

イ 貸付決定通知を受けた者が、貸付決定通知書に定める借用証書提出期日を過ぎて借用証書を提出したときは、当該資金交付予定日の1ヶ月後の同日までに資金の交付を行うものとする。

(5) 第4の5の(4)の規定により事業完了延期承認願並びに支払猶予申請書の提出があったときは、その理由を検討の上、農林水産振興事務所長の意見を参考にして可否を決定するものとする。

事業完了の延期を承認したときは、事業完了延期承認通知書（様式3の2）により当該申請者に通知し、支払猶予の決定をしたときは、規則第18条第2項の規定により決定通知書を当該申請者に交付し、関係機関に通知するものとする。

(6) 第4の1の(9)に定める事業計画の変更について、農業改良普及センター所長又は農林水産振興事務所長から協議があった場合は、関係機関と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(7) この要領に定めのない事項については、関係機関と協議の上処理するものとする。

第5 保証人

規則第9条第2項に定める保証人の数は次に掲げるとおりとする。

貸付金の額	保証人の数	備考
100万円未満	1人以上	借受者が団体である場合は 規則第9条第3項による。
100～400万円未満	2人以上	
400～1,000万円未満	3人以上	
1,000万円以上	4人以上	

第6 担保の提供

- 規則第9条第1項の規定により担保の提供を求める場合は、貸付額が1,000万円以上であって、貸付申請者が第5に規定する連帯保証人を立てることが困難であると認められる場合とする。
- ただし、その場合においても連帯保証人は2人以上は必ず必要とする。
- 担保は原則として当該貸付金により購入した物件とし、事業完了後遅滞なく公正証書による譲渡担保契約を締結するものとする。
- 前項の公正証書の作成に要する費用は、借受者の負担とする。

第7 支払猶予

- 1 借受者の償還能力に不測の変動が生じた場合には、規則第18条の規定に基づき、次の理由の場合は支払を猶予することができる。
 - ア 災害（暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象、病虫害、火災、盗難等）
 - イ 借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又は借受者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷をいう。

ただし、これらの理由に該当するときであっても、貸付金の償還が著しく困難であると認められない場合は、支払猶予を行わないことがある。
- 2 儻還金の支払猶予ができる額は、支払期日到来分の償還金のみであって、猶予期日は原則として当該資金の償還期間内とする。
- 3 規則第17条第1項に規定する「知事が指定する者」とは、支払猶予の理由が災害である場合にあっては、原則として当該申請者の住所を所管する市町長、死亡、疾病又は負傷である場合にあっては医師とする。

第8 線上償還

- 1 借受者は、事業計画の変更等により線上償還をする場合には、線上償還届（様式10）を第4の1の(1)に定める部数を提出するものとする。
- 2 県水産課長は線上償還届を受理したときは、その旨を信漁連に連絡するものとする。

第9 期限前償還

借受者は、下記の各号の1に該当する場合には、償還期限にかかわらず債務の全部又は一部を弁済するものとする。

- (1) 借受者が事業計画の用途以外に使用し、又は借り入れた後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 借受者が偽りの申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 借受者が事業内容の変更をしようとする場合、農林水産振興事務所長又は農業改良普及センター所長の指示に従わなかつたとき。
- (4) その他、法令、規則及び借用証書特約条項に違反したとき。

第10 法定代理人

貸付申請者が申請日現在未成年の場合には、法定代理人と連署して申請するものとする。

第11 その他の手続

次に定める書類を提出する場合は第4の1の(1)に定める部数を提出するものとする。

1 借受者等の変更

- (1) 借受者が死亡し、その債務を引継ぐ場合、債務引継申出書（様式11）に市町長が発行した死亡証明書を添付して提出するものとする。
- (2) 団体の借受者が、借受代表者を変更する場合は借受代表者変更届（様式12）に次の添付書類を添えて提出するものとする。

法人の場合 登記簿抄本

- (3) 借受者及び保証人が住所を変更した場合は、借受者連帯保証人住所変更届（様式13）に住民票を添付の上提出するものとする。

2 借受辞退

- (1) 貸付申請者が、貸付決定通知を受領した後に、貸付辞退をする場合には、貸付辞退届（様式14）を貸付決定通知書に定める資金交付予定日までに提出するものとする。
- (2) 県水産課長は貸付辞退届を受理したときは、直ちに信漁連に連絡するものとする。

第12 事業着工

- (1) 本資金による事業の着工は、資金の交付を受けてから行うのが原則であり、やむを得ずそれより前に着工しなければならない場合においても、貸付決定通知を受けてから実施するものとする。
- (2) 運営協議会において、適當とした意見のあったもののうち、資金事情、漁期等から事業を効果的に実施するため、貸付決定前に着工することが適當と認められるものについては、事業着工承認通知後着工するものとし、別に定めるところにより行うものとする。
ただし、定型的な貸付としてあらかじめ運営協議会において認められたものについては、適當である旨の意見があつたとみなすものとする。

第13 補助事業との関連

国の補助事業に対し、その補助残融資として本資金を利用することはできない。

第14 水産業改良普及組織の取組み

沿岸漁業改善資金の貸付事業は、一面水産業改良普及組織の普及指導活動の経済的裏付となることを期しているものであるから、水産業改良普及組織は、関係漁業者及び関係機関に対する啓もう普及に努力を払うとともに、特に資金の貸付を受けようとする者の事業計画作成のときから償還完了に至るまで密接な指導を行い、沿岸漁業改善資金制度をその活動の中に意欲的に取り組むものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成20年12月19日に施行された要領の規定は、平成20年度第4回目の貸付から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

